

限度額適用・標準負担額減額認定証のお知らせ (食事療養費標準負担額)

住民税非課税世帯の方は、お住まいの市町村窓口に申請をすることにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」という。)が交付されます。

医療機関等の窓口で減額認定証を提示することで、入院及び外来窓口で一定以上支払う必要がなくなり、住民税非課税世帯の方は食事代も減額されます

入院したときの食事代など

●療養病床以外に入院したとき

区分		食事療養標準負担額
住民税課税世帯		1食につき 260円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院 1食につき 210円
		90日を超える入院 1食につき 160円
区分Ⅰ		1食につき 100円

●療養病床に入院したとき

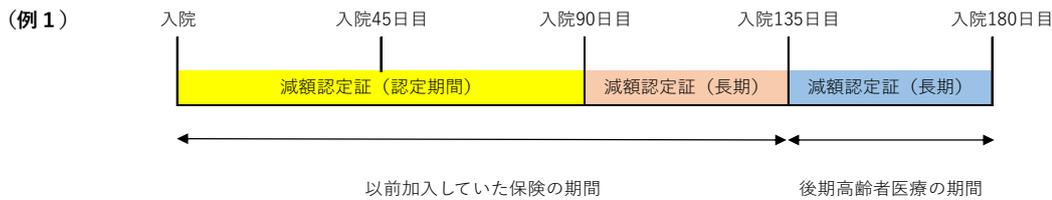
区分		生活療養標準負担額
住民税課税世帯		(食費) 1食につき460円 ※1 (居住費) 1日につき370円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき370円
	区分Ⅰ	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき370円
		高齢福祉年金を受給されている方 (食費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき 0円

※1一部医療機関では420円

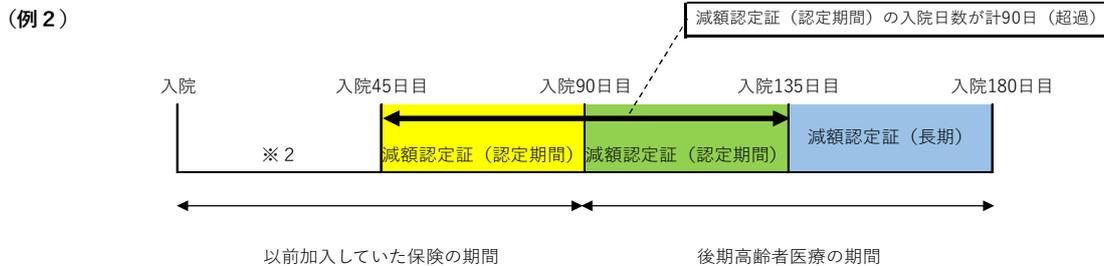
90日を超える入院について

次の条件をすべてみたす方は、お住まいの市町村窓口に申請することにより、長期入院該当となり、食事代が1食につき160円になります。

- ・住民税非課税世帯の方
- ・北海道後期高齢者医療、または以前加入していた保険で減額認定証(70歳以上の方は区分Ⅱの減額認定証)が認定されていた方
- ・過去12か月の入院日数が90日を超える方



以前加入していた保険から減額認定証を認定されていた期間の入院日数が90日を超えているので、後期高齢者医療加入と同時に申請をすることにより、引き続き減額認定証(長期)が交付されます。



以前加入していた保険から減額認定証を認定されていた期間の入院日数と、後期高齢者医療に加入し減額認定証を認定された期間の入院日数を合算して90日を超える場合は、申請により減額認定証(長期)が交付されます。

※2 減額認定証が認定されていない期間の入院日数は長期入院の算定期間に含まれません。

お問い合わせ

お住まいの市町村または北海道後期高齢者医療広域連合 (Tel011-290-5601)